

7 低所得者の福祉

(1) 生活福祉資金

○千葉県社会福祉協議会生活福祉資金貸付事業

低所得者や障がい者、高齢者に資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っております。また、この貸付制度は千葉県社会福祉協議会が実施主体となり、市町村の社会福祉協議会が相談や申請の窓口をしております。

なお、貸付には条件や審査がありますので、ご希望に添えないことがあります。詳しくは社会福祉協議会へご相談ください。

令和3年4月1日現在

生活福祉資金種類・用途	貸付対象	貸付限度額	返済期間	措置期間	貸付利子	
総合支援資金	生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用	●低所得世帯であって、収入の減少や離職等により生活に困難し、日常生活の維持が困難になっていること ●離職2年以内の者 ●65歳未満の者	二人以上⇒月20万円 単身⇒月15万円 *貸付期間12か月 (ただし、初回貸付は最長3か月以内)	10年以内	貸付後 6か月以内	連帯保証人あり ⇒無利子
	住宅入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	●現に住居を有していることまたは住宅支援給付の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること ●失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと	40万円			連帯保証人なし ⇒年1.5%
	一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要な費用		60万円			
教育支援資金	教育支援費 高校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の就学に必要な経費	●低所得世帯 他からの融資を受けることが困難な者（日本学生支援機構・日本政策金融公庫他）	高校⇒月3.5万円 高専・短大⇒月6万円 大学⇒月6.5万円	原則 10年以内 (最長20年以内)	卒業後 6か月以内	無利子
	就学支度費 高校、大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の入学に際し必要な経費	●教育支援費と同じ (入学時のみ申請可)	50万円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 高齢者が所有する居住用不動産を担保としての生活費	●低所得世帯 ●世帯構成員が65歳以上 ●土地の鑑定価格が1,000万円以上居住している土地・建物(戸建住宅) ※マンションは不可	●土地の評価額の70% ●月額30万円	措置期間 終了時	契約 終了後 3か月以内	連帯保証人 必須 利子は年3% または長 プラの低い者
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 要保護の高齢者が所有する居住用不動産を担保としての生活費	●生活保護世帯であると福祉事務所が認めた世帯 ●申込者および配偶者が65歳以上 ●土地・建物評価額が500万円以上 ●居住している土地・建物(戸建住宅)・集合住宅(マンション)	●土地および建物の評価額の70% 集合住宅(マンション)は評価額の50% ●月額は保護基準の1.5倍			連帯保証人 不要 利子は年 3%または 長プラの低 い者

生活福祉資金種類・用途	貸付対象			貸付条件			
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	返済期間	措置期間	貸付利子
結婚、出産、葬祭に必要な経費	○	○	○	50万円	3年以内	貸付後 6か月以内	連帯保証人あり ⇒無利子
小規模住宅改修費、住宅設備費	○	○	○				
転居費	○	○	○				
障害者等福祉用具購入費	×	○	○	170万円	8年以内	連帯保証人なし ⇒年1.5%	
障害者自動車購入費	×	○	×	一般車両⇒200万円 福祉車両⇒250万円	8年以内		
住宅改修費	○	○	○	250万円	7年以内		
負傷または疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計維持経費	○	△	○	1年以内 ⇒170万円 1年6か月以内 ⇒230万円	5年以内	最終貸付 日から6 か月以内	
介護サービス、障害者サービスの経費およびその期間中の生計維持経費	○	○	○				
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	○	△	△	150万円	7年以内	貸付後 6か月以内	
生業を営むために必要な経費	○	○	×	460万円	20年以内		
技能習得に必要な経費およびその期間中の生計維持経費	○	○	×	6か月程度⇒130万円 1年程度⇒220万円 2年程度⇒400万円 3年程度⇒580万円	8年以内	卒業後 6か月以内	連帯借受人あり ⇒無利子
就職、技能習得等支度に必要な経費	○	○	×	50万円	3年以内	貸付後 6か月以内	連帯借受人なし ⇒年1.5%
緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要生活費	●低所得世帯 ●富津市に6か月以上居住している者(単身世帯・1年以上)			10万円	12か月以内	2か月以内	無利子

上記「貸付対象」のうち「△」がついている資金については、「障害者世帯」もしくは「高齢者世帯」としては直接該当にはならないものの、当該世帯が低所得世帯の基準に該当していれば「低所得世帯」として貸付対象になります。

○富津市社会福祉協議会社会福祉金庫資金

低所得者や障がい者、高齢者に資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っております。

なお、この貸付は社会福祉協議会の独自の貸付制度となります。また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。詳しくは社会福祉協議会へご相談ください。

(令和3年4月1日現在の内容)

内 容	条 件	貸付限度額	返済内容	
応急的な資金の貸付によって安定した生活をしていただく為の貸付。	富津市に住所を有する低所得者世帯。	4万円以内	据置期間 貸付の日から1か月	償還期間 10か月以内

○富津市社会福祉協議会緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった人に対して資金の貸付けや必要な相談支援を行い、安定した生活を送れるように事業を行っています。

なお、この貸付も社会福祉協議会の独自の貸付制度となります。また、条件や審査がありますので、ご希望に添えないこともあります。詳しくは社会福祉協議会へご相談ください。

(令和3年4月1日現在の内容)

内 容	条 件	貸付限度額	返済内容	
生活に困難し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった者に対する貸付。	富津市に住所を有する低所得世帯および緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった者。	1万円以内	据置期間 償還期間	なし 6か月以内

詳しい内容等のお問い合わせは、社会福祉協議会 (TEL.87-9611)

(2) 生活保護

生活保護とは、いろいろな事情で生活に困っている人に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、一日も早く自分の力で生活ができるよう援助する制度です。

次のような条件があります。

- (ア) 働ける人は、その能力を十分活用し、働かなければなりません。
- (イ) 所有又は利用を認めることができない資産（不動産や自動車）は処分しなければなりません。
- (ウ) 年金や手当あるいは貯金、生命保険は活用しなければなりません。
- (エ) 親・子・兄弟などから扶養援助を受けられるよう努力しなければなりません。

扶助は、次の8種類です。

種類	内容
生活扶助	日常生活の基本的費用
住宅扶助	家賃・間代・地代など
教育扶助	義務教育の諸費用
出産扶助	分娩費など
生業扶助	技能修得費など
葬祭扶助	火葬費など
医療扶助	入院費や通院費など
介護扶助	介護費用など

詳しくは、社会福祉課生活福祉係（TEL.80-1259）にお問い合わせください。

(3) 生活困窮者への支援

生活困窮者への支援とは、生活に困窮し、生活保護に陥る前の状況にある人へ自立に向けての相談支援を行います。

富津市では、次のような事業を実施しています。

- ① 自立相談支援事業
専門の相談員が相談を受け、抱える問題に対し支援を行います。就労支援員と一緒に求職活動を支援します。
- ② 住居確保給付金事業
離職・廃業から2年以内又は休業等により収入が減少し、住居を喪失・喪失するおそれがある人で、支給要件を満たす場合に一定期間、家賃相当額（上限支給額あり）を支給します。
- ③ 家計改善支援事業
生活を再建するための家計再生プランを策定し、家計再生プランに基づく取り組みを支援します。継続的な家計表の作成支援や、出納管理の支援を実施します。
- ④ 就労準備支援事業
直ちに就労への移行が困難な方に、就労に従事する準備として、生活自立、社会自立及び就労自立に関する支援を実施します。

富津市では、自立相談支援事業を富津市社会福祉協議会が行っています。

詳しくは、富津市役所内の「くらしと仕事の相談支援センター」（TEL. 0439-32-1520）にお問い合わせください。

○くらしと仕事の相談支援センター

市内在住で、失業や離職などの経済的問題や生活していくうえでのさまざまな問題を抱えた人を対象とした無料相談窓口です。

生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人（生活困窮者）は誰でも相談できます。年齢に制限はありません。

経済的な問題で生活に困っている、長く失業している、引きこもりやニートで悩んでいる、働いた経験がなく不安な人など、生活の問題を抱えている人はどなたでもご相談ください。専門性を有する支援員が相談に応じ、自立した生活が送れるように支援します。

問い合わせ先：くらしと仕事の相談支援センター（富津市役所内）
TEL. 0439-32-1520

(4) 子どもの学習支援事業

生活困窮世帯の子どもに対して、学習支援、居場所の提供等を行うことで、学習意欲向上・習慣化・基礎学力向上を促して自ら学ぶ力を養うほか、日常生活習慣、社会性及び自己肯定感を育むとともに、子どもの高等学校等への進学又は将来における安定就労に繋げ、貧困の連鎖を防止することを目的としています。

対象者

次のいずれかに該当する世帯の小学生及び中学生（年度によって、対象の学年が限定される場合があります。）

- ・生活保護を受給している世帯
- ・児童扶養手当を受給している世帯
- ・就学援助制度を利用している世帯 など

事業内容

- ・学習支援
- ・生活習慣及び育成環境の改善支援
- ・居場所の提供、進路相談等

利用料 無料

詳しくは、社会福祉課生活福祉係（TEL. 80-1259）にお問い合わせください。